

平成28年度税制改正～第2弾～

1.消費税の軽減税率制度の導入（事業者編）

（1）消費税の仕組み

近頃のニュースによりますと、どうやら消費税 10%への増税が再延長される方向のようです。

前回の最後にも触れましたが、消費税は事業者が消費者から預かり、国に納めるという仕組みで成り立っています。ここで厄介なのは、消費者が商品を買うまでに、その商品はいくつかの業者・・・卸売や小売といったルートを経ているということです。この人は消費者、この人は消費者じゃない・・・と相手を見ながら消費税を計算していたら、制度が複雑になってしまい大変です。なので、簡単に言うと事業者がモノを売ったらとにかくいったん消費税を預かってください！と決まっています。ということは、メーカーから卸売、卸売から小売に商品が動くときにも、消費税が課税されることとなります。ひとつの商品に対して、通りの業者が消費税を支払う・預かるを繰り返している訳ですね。小売は消費者から預かる消費税をそのまま国に納める必要はありません。卸売に支払った分を差し引き不足分のみを国に納めます。よって、事業者については、常に「預かった消費税」と「支払った消費税」との差額を国に納めるという精算作業が入ることとなります。ここに、8%だ 10%だと複数の税率が入るので、正確な納税のための精算作業はこれまでより複雑になります。



（2）インボイス方式

インボイスというのは購入したことを証明する書類のことです。そして、最近よく耳にするインボイス方式というのは、（1）最後の精算作業に深く関わってきます。現在は税率が一律ですので、ひとつひとつの取引について消費税額を管理せずとも、取引総額に税率を掛けて支払った消費税額を計算し精算することが可能となっています。しかし、これが複数の税率となると容易ではありません。

インボイス（請求書）などに、商品毎に税率及び税額の内訳を個別に表示し、それをもって消費税の精算作業を正確に行おうというのがインボイス方式です。軽減税率があるヨーロッパなどでは、既にこの方式が採用されています。ただし、一気にインボイス方式を採用するのは事業者の負担が大きいため、平成29年4月から4年間ほどは取引規模に応じ、簡便計算などの準備期間となるようです。

2. 中小企業者等の機械装置に係る固定資産税の軽減

資本金 1 億円以下の法人や個人事業者などの中小企業の経営を後押ししようという目的で、一定の要件に該当する機械装置を取得した場合には、3 年間固定資産税（償却資産税）を 1/2 にしましょうという制度が新設されます。新築の家屋についてはこれまでも 3 年間（一定のマンションについては 5 年間）の軽減がありました。あれと同じです。これまでも似たような制度があったじゃないかという声も聞こえてきそうですが、特別償却や税額控除は、黒字であり納税が出るからこそそのうまみのある特典でした。今回の固定資産税の軽減制度は、単純に負担が減る、キャッシュが手元に残りますので、仮に赤字であっても恩恵を受けられることとなります。

